

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、農林業経営をはじめ、冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展などに貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、索道事業者が使うゲレンデ整備車や降雪機のほか、農業用機械、船舶、鉄道、林業、製造業など幅広い事業に認められてきたものである。

この制度が継続されない場合には、スキー場をはじめとした冬期観光産業や農林水産業など幅広い産業において大きな負担増を強いられ、経営維持が困難となるとともに、地域経済にも多大な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府におかれては、今後も免税軽油制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

岩手県久慈市議会

議長 畑 中 勇 吉

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

法務大臣 殿

農林水産大臣 殿

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿